

収入
印紙

債権差押命令申立及び陳述催告申立書

平成 年 月 日

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

申立債権者

印

T E L	—	—
F A X	—	—
携帯電話	—	—

当事者，請求債権及び差押債権の表示 別紙目録記載のとおり

申立の趣旨

- 債権者は債務者に対し，別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが，債務者がその支払をしないので，債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。
- 上記債権差押命令申立事件について，第三債務者に対し，民事執行法第147条1項に定める陳述の催告をされたく申し立てる。

添付書類

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 執行力ある債務名義の正本 | 通 |
| 2. 同送達証明書 | 通 |
| 3. 商業登記事項証明書 | 通 |
| 4. 住民票 | 通 |
| 5. 戸籍謄本 | 通 |
| 6. 戸籍の附票 | 通 |

当事者目録

(住所) 〒 _____

(債務名義上の住所) _____

債権者 _____

(債務名義上の氏名) _____

(送達場所) 住所と同じ 就業場所

〒 _____

(送達受取人) _____ (_____)

(住所) 〒 _____

(債務名義上の住所) _____

債務者 _____

(債務名義上の氏名) _____

(住所) 〒 _____

第三債務者 _____

(代表者) 知事 市長 町長 村長

(氏名) _____

(送達場所) 〒 _____

請求債権目録①

(扶養義務にかかる定期金債権等)

家庭裁判所 支部平成 年(家)第 号事件の
審判正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 _____ 円

(1) 金 _____ 円

ただし、債権者、債務者間の子() についての
平成 年 月から平成 年 月まで1か月 円の養育費の
未払分(支払期毎月 日)

(2) 金 _____ 円

ただし、執行費用

(内訳)

本申立手数料	金	円
差押命令正本送達費用	金	円
商業登記事項証明書交付手数料	金	円
本申立書作成及び提出費用	金	円
送達証明書交付手数料	金	円
確定証明書交付手数料	金	円

2 確定期限が到来していない各定期金債権

(1) 平成 年 月から平成 年 月(債権者、債務者間の子) まで、毎月 日限り金 _____ 円

ずつの養育費

(2) 平成 年 月から平成 年 月(債権者、債務者間の子) まで、毎月 日限り金 _____ 円

ずつの養育費

(3) 平成 年 月から平成 年 月(債権者、債務者間の子) まで、毎月 日限り金 _____ 円

ずつの養育費

差 押 債 権 目 録 ①
(請求債権目録①の債権について)

1 金 円 (請求債権目録①記載の 1)

2 (1) 平成 年 月から平成 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録①記載の 2(1))

(2) 平成 年 月から平成 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録①記載の 2(2))

(3) 平成 年 月から平成 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録①記載の 2(3))

債務者 (勤務) が第三債務者から支給される、本命令
送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書 1 及び 2 の金額に満つるまで。

ただし、頭書 2 の _____ の金額については、その確定期限の到来後に支払
期が到来する下記債権に限る。

記

I 俸給・給料及び諸手当 (ただし、通勤手当を除く。) から所得税、住民税、
社会保険料を控除した残額の 2 分の 1 (ただし、上記残額が月額 6 6 万円を
超えるときは、その残額から 3 3 万円を控除した金額。)

II 期末手当、勤勉手当 (その外の賞与の性質を有するものを含む。) から I と
同じ税金等を控除した残額の 2 分の 1 (ただし、上記残額が 6 6 万円を超える
ときは、その残額から 3 3 万円を控除した金額。)

なお、I, II により弁済しないうちに退職したときは、

III 退職金から所得税、住民税を控除した残額の 2 分の 1 にして、I, II と合計し
て頭書金額に満つるまで。

差押債権目録②

(請求債権目録②の債権について)

金 _____ 円

債務者（ _____ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

記

- 1 俸給・給料及び諸手当（ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額。）
- 2 期末手当，勤勉手当（その外の賞与の性質を有するものを含む。）から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額。）

なお，1，2により弁済しないうちに退職したときは，

- 3 退職金から所得税，住民税を控除した残額の4分の1にして，1，2と合計して頭書金額に満つるまで。